

(小学4年生から6年生の部) 松本 波音さん



令和4年3月15日 福生市 生活環境部 環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ **23**042-551-1731



令和4年4月からのごみ・リサイクルカレンダーは届きましたか?

各家庭にごみ・リサイクルカレンダーを配布しています。まだお手元に届いていない方や、二世帯同 居などで2部以上必要な方は、環境課ごみ対策係(☎551-1731)までご連絡ください。

また、共同住宅版カレンダー(ポスター)、英語版カレンダー、9か国語対応のごみと資源の分け方・ 出し方(英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、ネパー ル語) も作成しております。

必要な方は、環境課ごみ対策係(市役所第二棟2階)までお越しください。



ごみ・リサイクルカレンダー (南地区)



ごみ・リサイクルカレンダー 共同住宅版(南地区)



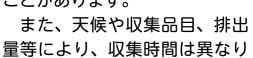
ごみ・リサイクルカレンダー 英語版(南地区)



ごみと資源の分け方・出し方 (ベトナム語・タガログ語・ネパール語)

ごみや資源は収集日の 朝8時までに出してください

収集作業は朝8時から始まっ ています。工事による車両通行 止めや道路渋滞などの交通状況 により、収集ルートを変更する ことがあります。



ますので、通常の収集時間にかかわらず、ごみや資 源は必ず収集日の朝8時までに出してください。



ふっさ情報アプリ 「ふくナビ」をご活用ください

収集日カレンダーの表示や、ごみの出し忘 れ防止アラーム設定、ごみ・資源の出し方簡 易検索など、気になったときにいつでもスマ ートフォンで確認できます。

▼ iPhoneの方 ▼ Androidの方



ダウンロード はこちらから!



令和4年度の組織改正(令和4年4月1日)に伴い、次のとおり部署名が変更になります。

旧部署名:環境課ごみ対策係 新部署名:ごみ減量対策課ごみ減量対策係 ※電話番号は変わりません。

減免世帯に指定収集袋を交付します

次の世帯に対し、令和4年度分のごみの指定収集袋を交付します。該当する場合は申請してください。

交付日時

令和4年4月1日~令和5年3月31日の月曜~金曜日、

午前8時30分~午後5時15分[祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く]

※水曜日午後5時15分以降および土曜日は、交付できませんのでご注意ください。

交付場所

環境課ごみ対策係窓口(市役所第二棟2階)

※4月中は混雑状況により、市役所1階北側玄関前(郵便局側入口)に、臨時窓口を開設します。

減免対象

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当受給者(児童手当ではありません)
- ③特別児童扶養手当受給者
- ④遺族基礎年金受給者(条件がありますので、詳細はごみ対策係にご確認ください。)
- ⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税の方
- ⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税の方
- ⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税の方
- ⑧市長が特別の理由があると認めた場合

申請に必要なもの

- ●各種証明書・証書等
 - ①生活保護法適用証明書 ②児童扶養手当証書 ③特別児童扶養手当証書
 - ④遺族基礎年金証書(ごみ対策係にご確認ください)
 - ⑤身体障害者手帳 ⑥愛の手帳 ⑦精神障害者保健福祉手帳
- ●印鑑(申請者本人が来庁の場合は不要)
 - ※⑤、⑥、⑦については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、申請当日に交付できない場合があります。
 - ※代理人が申請する場合は、上記のほか委任状と代理人の身分証明書も必要です。

交付人数

- ①の方 本人および証明書に記載されている人数分
- ②**の方** 該当の子(18歳到達年度の末日(3月31日)までの子)と親
- ③ の方 該当の子(20歳未満の子)と親
- ④の方 該当の配偶者と子
- ⑤、⑥、⑦の方 該当の本人と同一世帯の親、または配偶者 ※ただし、親と配偶者が共に同一世帯の場合は、配偶者を優先

交付枚数

交付枚数は交付人数ごとに決められています。交付枚数は1年分です。

ただし、4月中に申請した場合は1年分を交付しますが、年度の途中で申請した場合 は月割りで交付しますので、あらかじめご了承ください。

燃やせるごみの袋〈水色〉 (1人)

(小)100枚

燃やせないごみの袋〈黄色〉(小)20枚

(2人)

燃やせるごみの袋〈水色〉

(中)100枚

燃やせないごみの袋〈黄色〉(中)20枚

(3人以上)

人数が1人増えるごとに、2人分の枚数に次の枚数を加算して交付します。

燃やせるごみの袋〈水色〉

(中) 50枚

燃やせないごみの袋〈黄色〉(中)10枚

〔例〕3人

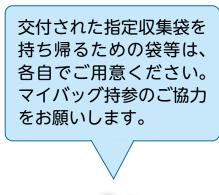
燃やせるごみの袋〈水色〉

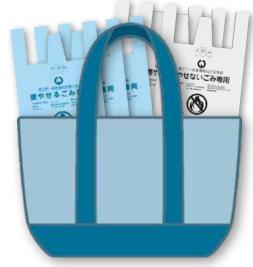
(中)150枚

燃やせないごみの袋〈黄色〉 (中) 30枚 ※令和4年4月1日以降の部署名は、環境課ごみ対策係から ごみ減量対策課ごみ減量対策係に変更になります。











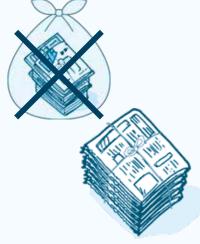
)雨の日の資源の出し方 🕰



古紙類は雨の日も収集できます

新聞、雑誌・雑紙(シュレッダー屑を除く)、ダンボールを出すときは、ビニール袋や容器等に 入れずに、それぞれひもで十字にしばって出すことになっています(雑紙は紙袋に入れてまとめて 出すこともできます)。

雨の日にビニール袋に入れたり、家の軒下などに排出場所を変えて出されていることがありま すが、新聞、雑誌・雑紙、ダンボールは雨に濡れたものでも再資源化できるため、ビニール袋 に入れる、ビニール袋を下に敷く、場所を変えるなどせずに、ひもで十字にしばって出してください。



古布類は雨の日は収集できません

古着・古繊維は、市で収集後にリサイクル業者を通じて、古着として海外で再利用されています。少しでも濡れてしまっ たものは、流通の過程でカビ等が発生し、再利用できないため収集できません。

また、ビニール袋に入っていても濡れる恐れがあるため(袋の外側が濡れたものは、他のものへのカビ等の原因になるた め)収集できません。雨の日または雨となることが予想される日には、次回の収集日にひもでしばって出してください。

プラスチックごみの正しい分別にご協力ください -容器包装プラスチック-

福生市ではプラスチックごみの適正処理と資源化への取組として、ペットボトル、容器包装プラスチック、プラス チックボトル、硬質プラスチックの分別収集を行っています。

今号では、お問合せの多い、「容器包装プラスチック」の分別方法などについて説明します。

容器包装プラスチックとは

商品を入れる「容器」や商品を包む「包装」であり、商品を消費したり、商品 と分離した場合に不要となる、プラスチック製のものです。

容器包装プラスチックの判断方法



プラマーク

この識別マークは、容器包装の分 別を容易にすることを目的に、容 器包装リサイクル法に基づくプラス チック製容器包装(飲料、酒類等 の PET ボトルを除く) への表示が 義務付けられたもの

₹プラマークを確認してください

⇒プラマークがついているものは、容器包装プラスチックです!

⇒プラマークがついていない場合は、次のことを確認してください!

- プラスチック製である
- ・商品の「容器」または「包装」である
- ・商品を取り出したり、使った後に不要になる

全て、該当するものが 容器包装プラスチックです

容器包装プラスチックとして出せるもの(例)

袋類(お菓子の袋、スーパーやコンビニ等のレジ袋、米袋等)

包装類(商品の外装フィルム、ペットボトルのラベル等)

キャップ類(ペットボトルのキャップ、ボトル類のキャップやノズル等)

カップ・パック類(カップ麵やプリン・ゼリーのカップ、豆腐や卵等のパック等)

トレイ類(弁当・惣菜の容器、肉・魚の容器、食品トレイ等)

緩衝材(電化製品の梱包用発泡スチロール、気泡緩衝材(プチプチ)等)



※容器・袋類が汚れている場合は洗って から出してください。洗っても汚れが落 ちないもの(わさび・からし等のチューブ など)は燃やせるごみで出してください。

容器包装プラスチックとして出せないもの(例) 参考 日本容器包装リサイクル協会				
品名	理由	分別区分		
CD、DVDのケース	持ち運びに支障をきたすことから、分離しても不要とならないため	硬質プラスチック		
クリーニング店で提供されるビニールカバー	役務の提供に使われているため	燃やせるごみ		
手紙やダイレクトメールのプラスチック製外袋	中身が商品ではないため	燃やせるごみ		
ラベル、ステッカー、シール、テープ類	社会通念上容器包装と判断しないため	燃やせるごみ		

エコバッグやマイボトル、マイ箸などの利用で、

使い捨てプラスチックの使用削減にもご協力をお願いします。

資源の出し方・分什方 一ごれって祖太ごみ?

「一辺が 50 cm以上のもの」という大きさの標記は、丸めたり、折りたたんだ状態での大きさではなく、そのもの自 体の大きさ(一辺の長さ)を表しています。大きさを確認する際には、広げた状態で一辺の長さが一番長い部分を測り、 50cm 以上の場合は原則として粗大ごみで出してください。

しかし、品目によっては例外として、50cm 以上のものでも粗大ごみにならないもの、大きさにかかわらず粗大ごみにな るものがあります。そこで、特にお問い合わせが多い品目の分別区分や出し方をご案内します。

		1. 34. 34.	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
品目	素材・大きさ		分別区分	出し方
傘	※ 50cm 以上でも		燃やせないごみ	市指定収集袋(黄色) *長さの半分以上入る袋に入れる(傘の大きさに応じて購入してください)
	50cm 未満に切ったもの		燃やせるごみ	市指定収集袋(水色)
敷きパッド	50cm 以上のもの		粗大ごみ	リサイクルセンターに申込み *薄いものでも、中に 綿等が入っているものは、古着・古繊維では出せません
ストーブ	電気ストーブ	50cm 未満のもの	小型家電	透明または半透明の袋
		50cm 以上のもの	粗大ごみ	
	石油・ガスストーブ	大きさにかかわらず	粗大ごみ	- リサイクルセンターに申込み
掃除機	本体部分が 50cm 未満のもの		小型家電	透明または半透明の袋 *本体部分が 50cm 未満であれば、ホース・パイプ等の付属品も含めてよい
311131130	本体部分が 50cm 以上のもの		粗大ごみ	リサイクルセンターに申込み
ファンヒーター	セラミック ファンヒーター	50cm 未満のもの	小型家電	透明または半透明の袋
		50cm 以上のもの	粗大ごみ	
	石油・ガス ファンヒーター	大きさにかかわらず	粗大ごみ	リサイクルセンターに申込み
布団	中に綿や羽毛などが入っているもの		粗大ごみ	リサイクルセンターに申込み
毛布	※ 50cm 以上でも		古着・古繊維	ひもで十字にしばる

[◆]カラー版 「福生市ごみ・資源分別一覧 」を作成しています。出し方が分からないごみ・資源の分別に、ぜひご活用ください。ご希望の方は、市役所第二 棟2階環境課ごみ対策係窓口へお越しください。

粗大ごみを出す際は、事前にリサイクルセンターへお申し込みください

福生市リサイクルセンター

申込電話番号:552-1621 または 551-9150

受 付 時 間:月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分

(休日・祝日・年末年始を除く)

※電話番号はお掛け間違いのないようにお願いします。



【お申込み手順】



①リサイクルセンターに電話をしてお申し込みください。 以下の内 容についてお伺いします。

)電話番号(住所()氏名(品目名()材質・形状(大きさ 高さ(cm)幅(cm)奥行(回収希望日(月 日) ※電話をした翌日以降の平日(土日・祝日・年末年始を除く)を指定できます。 繁忙期等はご希望の日にならない場合があります。 排出場所(戸別 または 集積所)

- ②電話で聞いた金額の廃棄物処理券を市内取扱店(「ごみ・リサイ クルカレンダー」の21・22ページに記載)で購入してください。
- ③品物に氏名を記入した廃棄物処理券を貼り、回収日の朝8時30 分までに敷地内入口付近の収集しやすい場所へ出してください。 夕方までに順次回収します。
- ※手数料の減免制度については2ページをご覧ください。